資料２

障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

■障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（第７章）

〇総合振興局（振興局）の１４圏域ごとに設置
〇協議事項
・支援サービス、差別や虐待、その他障がい者の暮らしづらさに関すること
〇事務局は総合振興局（振興局）の社会福祉課

調　　査
（虐待・権利に重大な支障が生じる事案）

指　　導
（著しい暮らしづらさがあるとすべての委員会委員の賛成した事案）

知事に勧告を求める
（虐待・権利に重大な支障が生じる事案）

〇知事による勧告

〇改善が図られない場合は、勧告内容を公表

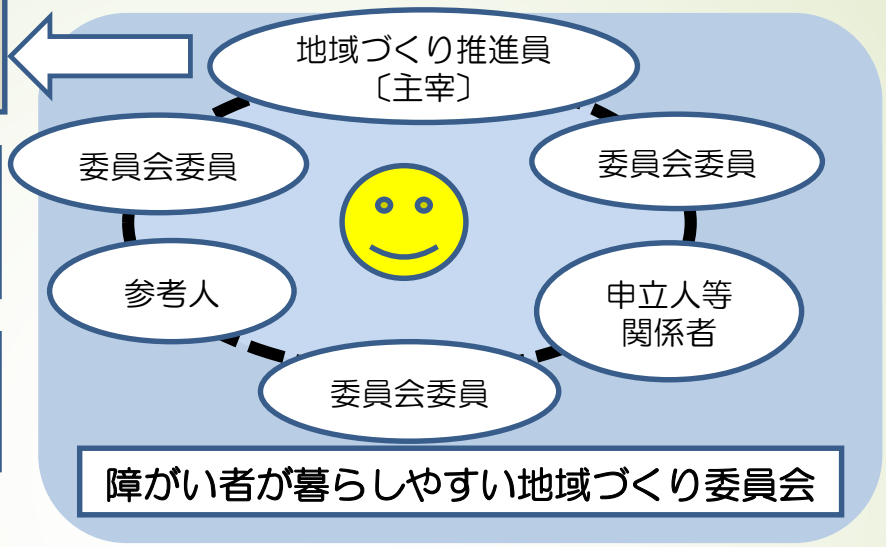

地域で解決ができない事項

■北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（第8章）

【組　　織】知事（本部長）、副知事、各部長等、学識経験者
【所掌事項】
・暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進
・各圏域の地域づくり委員会から審議を求められた事項
・障害者施策の推進に関し必要な事項

＜調査部会＞
〇学識経験を有する者のうちから知事が任命
〇各圏域の地域づくり委員会から審議を求められた事項を審議

条例が目指す重層的な地域の支援体制

北海道

本庁

北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部(本部長：知事)

調査部会

地域で解決できない課題

圏域

障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

(1) 障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること
(2) 差別や虐待及び権利擁護に関すること
(3) その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること

地域づくり推進員
委員
関係者
参考人

14圏域に設置
振興局社会福祉課が事務局

参画

地域づくりコーディネーター

支援

密接な連携

市町村

市町村相談支援センター

地域自立支援協議会

個別支援、権利擁護、地域づくりの協議など様々な機能

地域の様々な相談窓口

虐待や差別などの暮らしづらさに対し、どのように取り組んでいくのですか？

地域づくり委員会が虐待や差別、地域の暮らしづらさなどについて、中立公平な立場から関係者との話し合いにより課題の解決をめざします。

■　地域づくり委員会の構成等

1　地域づくり委員会の委員は、障がい者、地域住民、学識経験者、行政機関の職員のうちから、10名以内の委員を知事が委嘱します。

2　地域づくり推進員は、条例第46条の規定に基づき地域づくり委員会を主宰（第46条）し、調査（第47条）、指導や知事に改善勧告を行うよう求める（第48条）といった役割を担い、知事が任命します。

3　地域づくり委員会は、地域づくり推進員と地域づくり推進員が指名した3名以上の委員により、事案ごとに組織されます。
　ただし、虐待や重大な権利侵害などに該当する事案では、地域づくり推進員は、5名以上の委員を指名し、地域づくり委員会を開催しなければなりません。

① 申立て

どなたでも、地域づくり委員会に、協議等の申立てを行うことができます。

申立て先は、総合振興局（振興局）の社会福祉課です。

※ 申立ては文書（協議等申立書）で行いますが、まずは電話でご相談ください。

② 調　査

申立て内容の事実について確認するため、当事者や関係者（申立人、暮らしづらい状況にある障がい者、暮らしづらさの原因とされた人など）に面接し、聴き取りを行います。

③ 協議・あっせん

地域づくり委員会では、調査で確認した事実や当事者の主張等をもとに、当事者双方の参加を求め、中立公平な立場から話し合いによる解決をめざします。

※　暮らしづらい状況にある障がい者と同じ障がいのある人など（参考人）も参加します。

地域づくり委員会が「著しい暮らしづらさ」があると認めた場合

④ 地域づくり推進員による指導

暮らしづらさの原因とされた人に対し文書による指導を行います。

指導によっても改善されない虐待や重大な権利侵害の場合

⑤　知事による改善勧告と公表

指導によっても改善されない虐待や障がい者の権利に重大な支障を及ぼすものについては、知事が改善を勧告することができます。

勧告によっても改善されない場合は、勧告内容を公表することができます。

地域づくり委員会への
申し立て・相談事例【全道】

〇申立事例

・精神がいをお持ちの方から、自動車税減免についての資料内容が理解できないとの申立。

↓

関係機関が文書にて照会内容を回答し、終結。

〇参考：（全道）　令和５年度　４件（相談のみ）
令和４年度　５件（申立３件）
令和３年度　２件（相談のみ）

〇釧路圏域では、平成２９年に１件の申立事例あり